

第 72 号

県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額，売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

平成 24 年 2 月 23 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

売電料金の額 日野谷発電所，坂州発電所，川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金，平成24年度及び平成25年度各2,539,073,250円
売電の期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間
売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分により，各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

平成 24 年 度 及 び 平 成 25 年 度 支 払 区 分		
月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
4 月 から 翌 年 2 月 まで	1 月 に つ き 169,348,200円	各 月 の 実 績 供 給 電 力 量 1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き 1 円 49 銭 を 乗 じ た 額 に 消 費 税 等 相 当 を 加 算 し た 額
翌 年 3 月	169,345,050円	

提案理由

県営電気事業の売電料金等について，徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。